

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第136回 最高裁判所が会社法解釈を新たに公布

関連取引などに対する最新の司法方針

中国の最高裁判所は、4月22日に『会社法』の適用にかかる若干の問題に関する規定(5)(以下「会社法解釈(5)」という)を公布し、4月29日より施行しています。中国の「会社法」については、2005年の大幅な改正後、5回もの司法解釈が公布されており、他の法律においてこのような状況は珍しく、「会社法」が実務上の運用において、極めて複雑であることの表れともいえます。今回は「会社法解釈(5)」の重要ポイントについて解説いたします。

◇日系企業が関連取引により損失を被ったケース

日本企業A社は、中国に独資企業B社を設立し、G氏をB社の董事兼総経理に任命した。G氏は、就任後に自身の友人であるM氏をB社に招き入れて営業部長に任命した上、他人の名義で販売会社C社を設立し、のちC社がB社に原料を供給するようになった。

こうした状況が2年ほど続いたとき、A社は、監査を通じてC社の原料供給価格が市場価格に比べ20%ほど割高になっていることに気が付き、ただちに弁護士に調査を依頼した。するとG氏の父親とM氏の妻がC社の株主となっていたことが発覚し、これによりC社とB社の間の取引は、G氏に支配された関連取引であるばかりでなく、この取引によりB社の利益が損なわれていたこともわかった。証拠がすべてそろったところで、A社はG氏に対し、依願退職の上でB社にもたらした損失を賠償するよう求めたが、G氏はこれを拒否した。このため、B社はG氏を相手取り民事訴訟を提起し、最終的に勝訴した。

◇「会社法解釈(5)」の重要ポイント

1. 会社が関連取引により利益を損なったことを理由に、支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職(以下これらをまとめて「被告」という)に損害賠償を請求する案件について、「会社法解釈(5)」では「実質的審査」の原則を確立した。すなわち、被告が「会社に知らせている」、「株主(総)会の同意を得ている」などの抗弁理由を提示したとしても、裁判所はこれらを採用せず、関連取引が会社の利益を損なったかどうかについて、依然実質的な審査を行う。

2. 関連取引により会社の利益が損なわれた案件に対し、会社が提訴しない場合、法定の条件を満たす株主は直接裁判所に訴えを提起することができる。

3. 関連取引契約が無効となるか取り消せる状況があり、会社が契約相手を提訴していない場合、法定の条件を満たす株主は直接裁判所に訴えを提起することができる。

4. 董事の任期中、株主(総)会は、有効な決議により当該董事の職務を解く権利を持つ。解任された董事が、会社との間に発生した紛争への補償を求めて提訴する場合、裁判所は法律および会社定款の規定または契約の約定に基づき、解任理由、残りの任期、董事の報酬などの要素を総合的に考慮したうえで、補償するかどうかや合理的な補償金額を確定する。

→ 合弁会社では一般的な企業とは異なり、董事会が最高意思決定機関となることから、その董事の中途解任の処理については上記規定を直接適用することが難しくなる点に、注意する必要があります。

5. 会社は利益分配決議において、利益配当が完了するまでにかかる期間を明記しなければならない。決議に期間が明記されていない場合は、会社定款の規定に従う。決議、定款のいずれにも期間についての規定がないか、規定された期間が1年を超える場合、会社は決議日から1年以内に利益配当を完了しなければならない。

6. 株主間で重大な意見の相違が生じた案件の審理について、「会社法解釈(5)」では「和解重視」の原則を確立した。つまり、裁判所は当事者間の協議による合意に基づいた、法律の強行規定に違反しない解決案を可能な限り支持し、会社の正常な経営の回復および解散の回避を促すべきであるとした。

◇日系企業へのアドバイス

中国の市場経済体制改革が進められるにつれ、先般公布された「外商投資法」をはじめ、新規法令の公布が相次いでおり、企業がさまざまな関連の法令に留意することの必要性も高まっています。中でも、「会社法」の運用はますます広範で徹底されたものになりつつあり、関連する問題の理解や解決も、今後いっそう複雑化することが見込まれます。法律の専門家のサポートを受けながら、「会社法」に関わる各種の問題に慎重かつ適切な対応を取り、中国事業のスムーズな運営を確保していく必要があります。

トランプ米大統領、中国に報復しないよう警告＝「状況はさらに悪化」

【ワシントン・ロイター時事】トランプ米大統領は13日、先週発表した中国製品への関税引き上げに対し、中国に報復措置を取らないよう警告した。

トランプ氏はツイッターで、「この日発効する対中関税を米消費者が支払う理由はない。中国は報復するべきではなく、報復すれば状況は悪化するだけだ」と強調。製造業者らは中国から他国に生産を移管すれば、関税を回避できると指摘した。

さらに、「中国の習近平国家主席と、同国にいるわたしの多くの友人に対し、企業が中国から他国への移転を余儀なくされるため、合意しなければ中国はひどい打撃を受けると率直に伝える」と述べた。

《上海・華東》

独ベンツ、「GLE」EVモデルを中国生産へ＝北京の新工場で

中国ニュースサイト、搜狐新聞が13日までに伝えたところによると、ドイツ自動車大手ダイムラーが、高級車ブランド「メルセデス・ベンツ」の中国合弁工場で、電気自動車(EV)を生産する方針だ。北京市環境保護局に提出された、同市順義区で計画中的の新工場をめぐる環境影響評価書で明らかになった。

EVの開発コードネームはV295で、車両重量は2710キロ。中型SUV(スポーツ用多目的車)「GLE」のEVモデルとみられる。独BMWの中型SUV「X5」の中国現地生産EVモデルを競合車種として想定。年間7万台を生産する計画。(上海時事)

中国最大級の食品見本市にパビリオン設置＝上海で14日から3日間－ジェトロ

【上海時事】日本貿易振興機構(ジェトロ)は14日から3日間、上海で開かれる中国最大級の食品見本市「SIALチャイナ」にジャパンパビリオンを設置する。パビリオン設置は昨年につき4回目。

SIALチャイナは中国を代表する食品見本市の一つ。昨年は70カ国・地域から約3400社が出展。中国のほか、アジアを中心に11万人以上のバイヤーが訪れた。